

STOP! 飲酒運転

飲酒運転
0%をめざす条例制定



平成 25 年 7 月 1 日施行 (受診義務の規定は平成 26 年 1 月 1 日施行)

一般財団法人三重県交通安全協会・三重県自動車販売協会・三重県軽自動車協会・一般社団法人三重県自家用自動車協会
一般社団法人三重県安全運転管理協議会・自動車安全運転センター三重県事務所・一般社団法人三重県自動車整備振興会
三重県交通共済協同組合・一般社団法人三重県自動車会議所・一般社団法人北勢自動車協会・公益社団法人三重県バス協会
一般社団法人三重県タクシー協会・一般社団法人三重県トラック協会・一般社団法人三重県指定自動車教習所協会・三重県交通対策協議会

三重県飲酒運転ゼロをめざす条例について

飲酒運転の根絶のためには、厳罰化だけではなく、教育を通して道徳やマナーなど社会のルールを守ろうとする意識を高めることや、アルコール依存症に関する診断を受けるなど再発防止の取り組みが大切です。県民、事業者、教育機関、県などが協力し、飲酒運転を根絶するための取り組みを行うことにより飲酒運転のない安心で安全な暮らしを目指しましょう。

条例の概要

県の責務



- 飲酒運転防止のための施策を総合的かつ、計画的に策定します。
- 県民、事業者の皆さんに行う飲酒運転根絶に関する取り組みに必要な支援をします。
- 飲酒運転防止のための教育知識の普及のために必要な措置を講じます。
- 飲酒運転の再発防止のための教育を実施します。
- 飲酒運転を行うおそれのある人などからの相談に応じるために必要な措置を講じます。
- 飲酒運転に関する情報を提供します。

県民の努力

飲酒運転防止のための取り組みを積極的に行って、また、県や関係機関が実施する取り組みに協力しましょう。



教育機関の役割

小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めます。



事業者の努力

事業者及び事業者団体は、その事業の特性を踏まえつつ、飲酒運転の根絶に関する取り組みを行うよう努めましょう。



飲食店営業者・酒類販売業者

酒類を提供・販売した客が店から移動する際、飲酒運転が行われないように特に配慮しましょう。

その他

毎年12月1日を「飲酒運転ゼロをめざす推進運動の日」とし、飲酒運転根絶についての理解と関心を深めるような行事を行います。



飲酒運転で検挙された場合 (平成26年1月1日施行)

知事は、飲酒運転違反者に、アルコール依存症に関する診断を受けるよう通知をし、通知を受けた飲酒運転違反者は診断を受けた旨を知事に報告しなければなりません。



受診および報告がない場合は、知事は再度受診の勧告を行います。

問い合わせ

三重県交通安全消費生活課 TEL.059-224-2410